

# 鯖江市農業委員会

## 第 2 回 総 会

### 議 事 録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 2 8 日 ( 金 )  
午後 1 時 3 0 分 開 会  
午後 3 時 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 会 議 室
- 3 議 事
  - (1) 議案第 5 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
  - (2) 議案第 6 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
  - (3) 議案第 7 号 農地法第 4 条の許可後の計画変更申請審議について
  - (4) 議案第 8 号 農用地利用集積計画の意見審議について
  - (5) 議案第 9 号 鯖江市農作業標準料金について
  - (6) 議案第 1 0 号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について
- 4 報 告 事 項
  - (1) 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
  - (3) 報告第 7 号 非農地証明の発行について
  - (4) 報告第 8 号 農地改良等による届出について
- 5 そ の 他  
地域計画の策定にかかる意見審議について
- 6 議 長 福島会長
- 7 署名委員 5 番 佐々木 一 弥 委員  
6 番 前田 昭一 委員
- 8 事 務 局 斎藤事務局長、松田事務局次長  
真柄書記、山本書記

午後 1 時 3 0 分 開会

事務局 それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 (欠席委員の報告)

事務局 つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。  
引き続き、議事進行を、よろしく願いいたします。

福島会長  
※以下議長 議長就任挨拶

議長 ただいまから 2 月の農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、5 番 佐々木一弥委員、6 番 前田昭一委員  
にお願いします。

議長 次に、各部会から 2 月部会の報告を願います。  
まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願い  
いたします。

6 番  
前田委員 2 月の農政部会の報告をいたします。  
2 月 2 0 日、木曜日、私ほか 4 名が出席して、農政部  
会を開催しました。  
議案第 8 号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案  
第 9 号 鯖江市農作業標準料金について、議案  
第 1 0 号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について  
協議しました。  
協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報

告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いいたします。

17番

岡井委員

2月の農地調整部会の報告をいたします。

2月26日 水曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時から笠嶋委員と堀内委員の2名により、3条、5条の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第5号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（中戸口町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は用悪水路、西側は農道、南側と北側は田と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番

岡井委員 議案第5号 農地法第3条の許可申請審議について  
審議の結果、案件について許可相当の意見となりました  
以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明があ  
りましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある  
方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第5  
号 農地法第3条の許可申請審議について」は、農地調  
整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いた  
します。

賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、「議案第5号 農地法第3条の許可  
申請審議について」は原案のとおり可決決定されました  
。よって、許可といたします。

議長 次に、「議案第6号 農地法第5条の許可申請審議に  
ついて」上程します。事務局から提案の説明を願います  
。

事務局 5条申請番号1（水落町）  
（概要と目的）  
本申請は、譲受人が駐車場および土砂置き場を目的と  
して、田の所有権を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）  
申請地は、東側は申請者の事務所である雑種地、西側  
は田、南側は用悪水路を挟んで市道、北側は用悪水路を  
挟んで田および宅地と接しています。  
舗装はしないため自然浸透が主となりますが、雨水は  
自然流下により、北側の用悪水路に排水します。  
関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

西側の隣接農地にはL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号2 (水落町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が店舗2棟の建築を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は県道、西側は道路側溝を挟んで市道、南側と北側は宅地と接しております。

雨水は自然流下により、西側の道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

5条申請番号3 (西袋町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が住宅建築を目的に、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は市道、西側、南側は畑、北側は用悪水路を挟んで市道と接しております。

雨水は自然流下により、北側の農業用用水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は住宅や公共施設が連たんしている状況であることから、第3種農地と判断します。

(一般基準)

西側、南側の隣接農地は畑地であり、申請地との高低差がないことから土砂流出の恐れはありませんが、境界にはコンクリートブロックを設置します。

隣接農地所有者および耕作者には事業計画について説明済みで了承を得ています。

5条申請番号4 (中野町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人の眼鏡工場新設に伴い従業員駐車場を整備することを目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は道路側溝を挟み市道、西側は用悪水路を挟み田、南側は宅地、北側は畑と宅地に接しております。当該地の間には法定外公共物の道路と水路がありますので、占用を行うとのことですし、雨水は自然流下により東側の道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、住宅、事業用施設、公共施設等が連たんしている状況から、第3種農地と判断します。

(一般基準)

北側の畑地には50cmの盛土を行った上で、境界にはL型擁壁を設置することで土砂の流出を防止します。隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ています。

5条申請番号5 (五郎丸町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が4区画の宅地分譲を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は用水路を挟み市道、西側は市道、南側と北側は宅地に接しております。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

5条申請番号6(横越町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が4階建ての事務所を建築することを目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は北陸自動車道、西側は申請者の既存建物、南側は用悪水路を挟み市道、北側は用悪水路を挟み田に接しております。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は水管、下水道管が埋設された道路の沿道でありおおむね500m以内に●●小学校と●●幼稚園があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17番  
岡井委員

議案第6号 農地法第5条の許可申請審議について  
審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5 番  
佐々木委員

申請 5 番について、市道の上に橋をかけるということで、土地改良区だけでなく市道管轄課の同意を得ているのか。

事務局

農地転用上の許可は得ているが、市道に橋がかかる点に関しての許可については再度確認する。後日、会長、部会長に報告する。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第 6 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第 6 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。なお、番号 6 番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長

次に、「議案第 7 号 農地法第 4 条の許可後の計画変更申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

(議案第 7 号について説明)

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

17 番  
岡井委員

議案第 7 号 農地法第 4 条の許可後の計画変更申請審議について  
審議の結果、案件について計画変更はやむを得ないと

の意見となりました。以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第7号 農地法第4条の許可後の計画変更申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、「議案第7号 農地法農地法第4条の許可後の計画変更申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。

次に、議案第8号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第8号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6番  
前田委員 議案第8号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5番

佐々木委員 ●●●●●について、一筆だけ西袋町の農地があがっているが、現在同町内でほかの農地も耕作されているのか。

事務局 現在、同町内の近隣で●haほど耕作されている。水稲ではなく麦をされる予定との報告を受けている。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第8号農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第8号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、議案第9号 鯖江市農作業標準料金について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第9号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6番  
前田委員 議案第9号 鯖江市農作業標準料金について、農業会議の価格設定について、資材価格高騰の影響を考慮して設定をしているとの答弁がありました。協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5 番  
佐々木委員 30haあたりの価格設定がされているが、鯖江市の圃場における、30ha以上の農地の割合について、教えてもらいたい。

事務局 確認させていただき、後日会長、部会長に報告します。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第9号鯖江市農作業標準料金について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第9号 鯖江市農作業標準料金については原案のとおり可決決定されました。

次に、議案第10号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第10号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

6 番  
前田委員 議案第10号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について  
イラスト付きのチラシ配布によってわかりやすく通知すべきではないかとの答弁がありました。協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長           ご意見ございませんか。無いようですので議案第10号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同           **挙 手**

議長           全員賛成と認め、議案第10号 児童・生徒の事故防止と農地の保全については原案のとおり可決決定されました。

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局           （報告第5～8号について説明）

議長           次に、その他の事項の地域計画の策定にかかる意見審議について、事務局から説明を願います。

事務局           （地域計画の策定にかかる意見審議について説明）

議長           最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局           （連絡事項）

議長           それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後3時0分閉会